

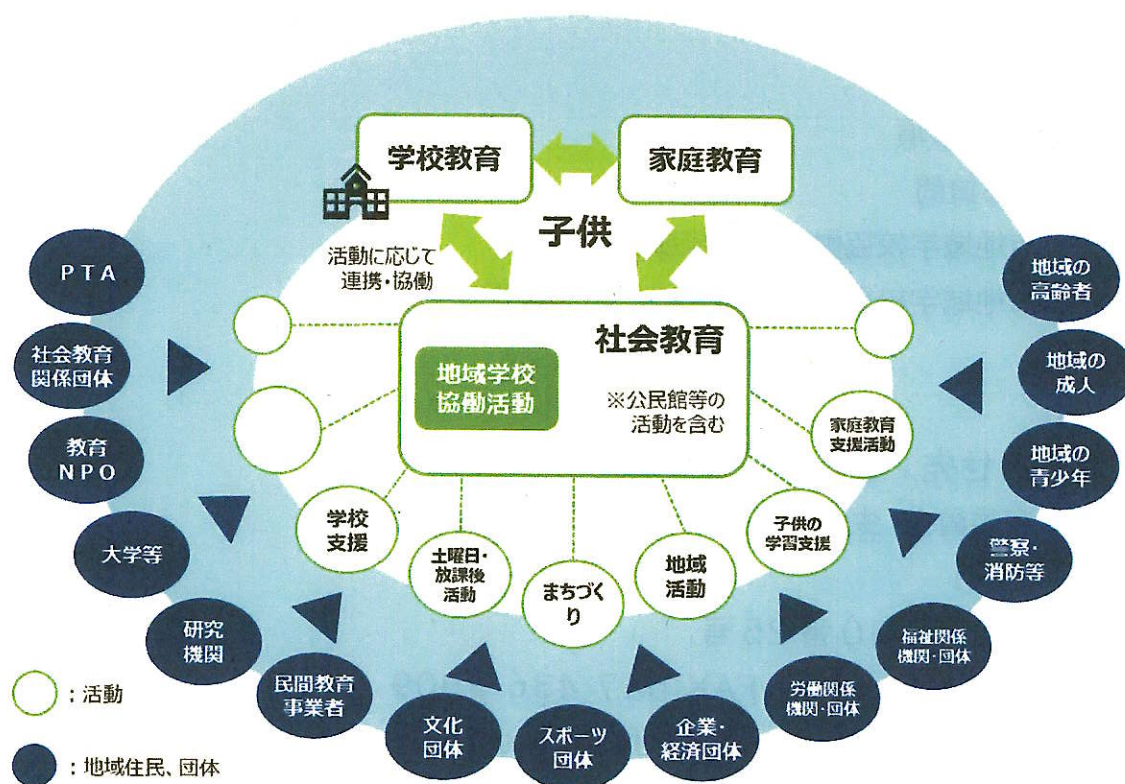
1 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動(以下「協働活動」という。)とは、社会教育法第5条第2項に規定される、地域の高齢者、成人、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体、機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

協働活動により、子供たちの社会貢献意識、地域への愛着、コミュニケーション力及び学力の向上、教員の地域・社会への理解促進、地域の教育力の向上、活動を通じた地域の課題解決や活性化など、子供・学校・地域それぞれに対して様々な効果が期待できると考えられています。

【地域学校協働活動の概念図】

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



- 次代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

2 地域学校協働本部とは

地域学校協働本部(以下「協働本部」という。)とは、従来の学校支援地域本部等の地域と学校との連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、協働活動を推進する体制のことです。

協働本部は様々な形態が考えられるため、法律上の規定はなく、所属するメンバー等を届け出る必要もありません。既に地域と学校との連携・協働の基盤がある場合には、既存の体制を活用して協働本部とすることも有効です。

3 学校支援地域本部の廃止

地域全体で学校を支援していく体制づくりを推進し、教員や地域の大人が子供と向き合う時間を増やし、地域住民の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の向上を図ることを目的に、船橋市では平成 21 年度から学校支援地域本部事業を実施してきました。

学校支援地域本部(以下「支援本部」という。)は、中学校区を単位として、地域の有識者、各種団体、PTA、教職員、生涯学習関連施設職員、その他学校を支えようとする者で構成されていましたが、協働活動の事業開始に伴い、廃止されることになりました。

令和 6 年度から、支援本部が協働本部に移行し、「支援」から「連携・協働」へ、「個別の活動」から活動の「統合化、ネットワーク化」を目指していきます。

H21~R5

学校 **支援** 地域本部

R6~

地域学校 **協働** 本部



4 地域学校協働活動推進員(コーディネーター)とは

地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)とは、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、教育委員会から委嘱を受けて、地域と学校をつなぐコーディネーターです。

推進員は、協働本部の中心として人材・活動のコーディネート(企画・調整)を行い、学校運営協議会の一員である場合には、学校運営に必要な支援に関する協議等を行います。

学校のニーズと地域住民等の想いを受けて、活動を企画し、調整する役割を担い、推進員が地域と学校との橋渡し役として双方へ働きかけることで、活動が円滑になるとともに、多様な活動へとつながっていくことが期待されます。